

NFD 発 2616 号
平成 26 年 9 月 12 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
放射線防護対策部 原子力防災政策課長
森下 泰 殿

日本核燃料開発株式会社
管理部長

原子力事業者防災業務計画に係る読替部分の新旧比較表の送付について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平成 25 年 1 2 月に修正を実施した原子力事業者防災業務計画に関し、添付の通り、
読替部分の新旧比較表を送付致します。

敬具

添付資料

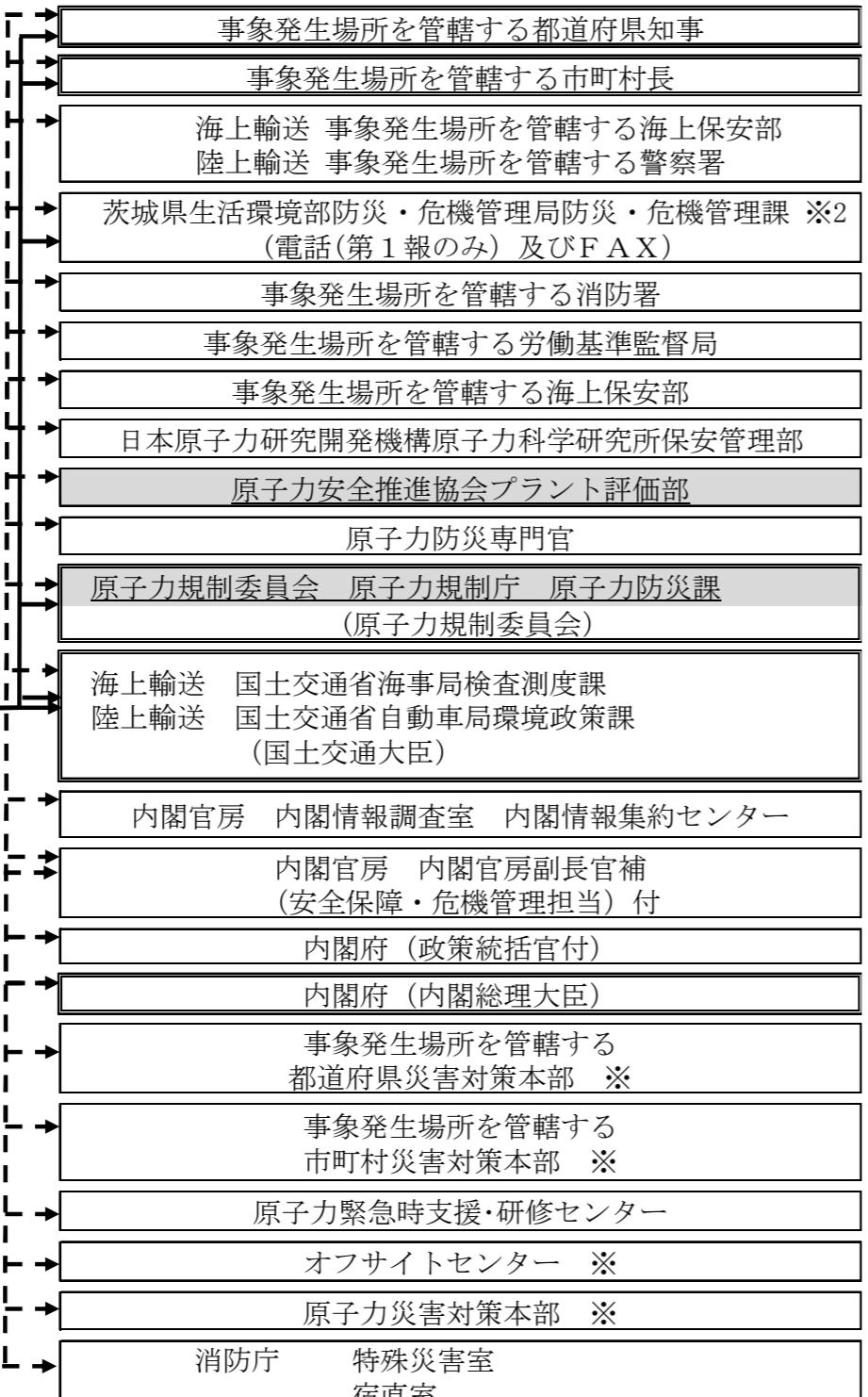
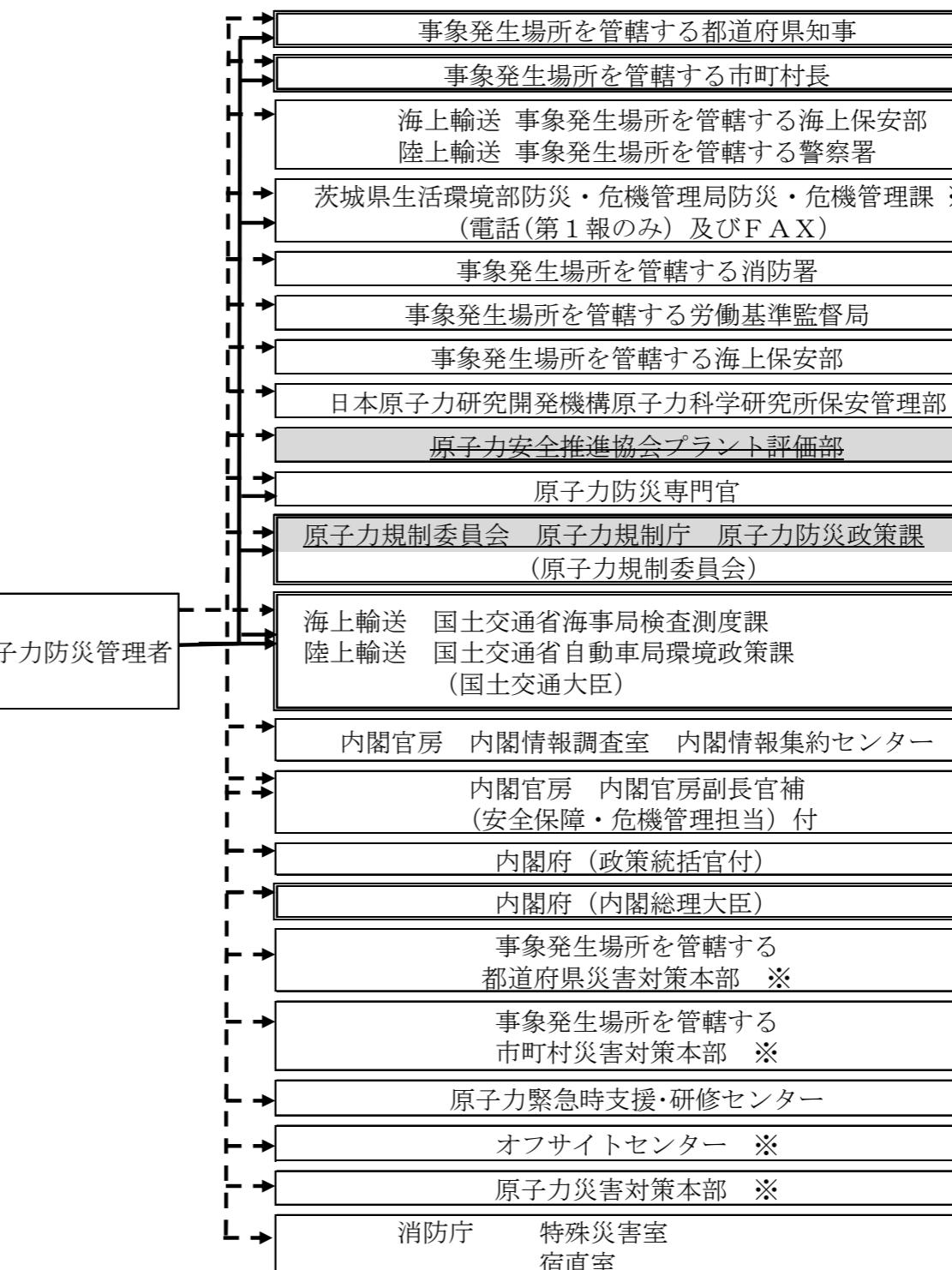
原子力事業者防災業務計画（平成 25 年 1 2 月修正）に係る読替部分の新旧比較表

原子力事業者防災業務計画（平成 25 年 12 月修正）に係る読替部分の新旧比較表

読替前	読替後	理由
<p>別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p> <p>組織変更に伴う修正</p> <p>通報見直しに伴う通報先削除および通報経路追加</p> <p>組織変更に伴う修正</p> <p>【説明】</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 - - -> : ファクシミリによる送信</p>	<p>別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p> <p>組織変更に伴う修正</p> <p>通報見直しに伴う通報先削除および通報経路追加</p> <p>組織変更に伴う修正</p> <p>【説明】</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 - - -> : ファクシミリによる送信</p>	<p>II-2</p>

読替前	読替後	理由
<p>別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 - - - → : ファクシミリによる送信 ※ : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。</p>	<p>別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 - - - → : ファクシミリによる送信 ※ : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。</p>	<p>通報見直しに伴う通報先削除 通報見直しに伴う通報経路追加 組織変更に伴う修正</p>

読替前	読替後	理由
<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2） (1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p>	<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2） (1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p>	
<p>原子力防災管理者</p> <p>茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課（茨城県知事）</p> <p>大洗町生活環境課（大洗町長）</p> <p>茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課（電話（第1報のみ）及びFAX）</p> <p>鉾田市総務部総務課</p> <p>水戸市地域安全課</p> <p>ひたちなか市生活安全課</p> <p>東海村原子力安全対策課</p> <p>茨城町みどり環境課</p> <p>茨城県警察本部警備課</p> <p>大洗町消防本部</p> <p>水戸労働基準監督署安全衛生課</p> <p>日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター危機管理課</p> <p>日揮技術研究所管理チーム</p> <p>日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部</p> <p>原子力安全推進協会プラント評価部</p> <p>原子力防災専門官</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課（原子力規制委員会）</p> <p>内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター</p> <p>内閣官房 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付</p> <p>内閣府（政策統括官付）</p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>原子力緊急時支援・研修センター</p> <p>オフサイトセンター ※</p> <p>茨城県災害対策本部 ※</p> <p>大洗町災害対策本部 ※</p> <p>原子力災害対策本部 ※</p> <p>消防庁 特殊災害室 宿直室</p> <p>→ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課（茨城県知事）</p> <p>大洗町生活環境課（大洗町長）</p> <p>茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課（電話（第1報のみ）及びFAX）</p> <p>鉾田市総務部総務課</p> <p>水戸市地域安全課</p> <p>ひたちなか市生活安全課</p> <p>東海村防災原子力安全課</p> <p>茨城町みどり環境課</p> <p>茨城県警察本部警備課</p> <p>大洗町消防本部</p> <p>水戸労働基準監督署安全衛生課</p> <p>日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター危機管理課</p> <p>日揮技術研究所管理チーム</p> <p>日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部</p> <p>原子力安全推進協会プラント評価部</p> <p>原子力防災専門官</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課（原子力規制委員会）</p> <p>内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター</p> <p>内閣官房 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付</p> <p>内閣府（政策統括官付）</p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>原子力緊急時支援・研修センター</p> <p>オフサイトセンター ※</p> <p>茨城県災害対策本部 ※</p> <p>大洗町災害対策本部 ※</p> <p>原子力災害対策本部 ※</p> <p>消防庁 特殊災害室 宿直室</p> <p>→ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>組織変更に伴う修正</p> <p>通報見直しに伴う通報先削除および通報経路追加</p> <p>組織変更に伴う修正</p>

読替前	読替後	理由
<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p>原子力防災管理者</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 海上輸送 事象発生場所を管轄する海上保安部 陸上輸送 事象発生場所を管轄する警察署 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課 ※2 (電話(第1報のみ)及びFAX) 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督局 事象発生場所を管轄する海上保安部 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部 原子力安全推進協会プラント評価部 原子力防災専門官 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 海上輸送 国土交通省海事局検査測度課 陸上輸送 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター 内閣官房 内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)付 内閣府 (政策統括官付) 内閣府 (内閣総理大臣) 事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※ 原子力緊急時支援・研修センター オフサイトセンター ※ 原子力災害対策本部 ※ 消防庁 特殊災害室 宿直室</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※2 : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。</p>	<p>別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p>原子力防災管理者</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 海上輸送 事象発生場所を管轄する海上保安部 陸上輸送 事象発生場所を管轄する警察署 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課 ※2 (電話(第1報のみ)及びFAX) 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督局 事象発生場所を管轄する海上保安部 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所保安管理部 原子力安全推進協会プラント評価部 原子力防災専門官 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 海上輸送 国土交通省海事局検査測度課 陸上輸送 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣) 内閣官房 内閣情報調査室 内閣情報集約センター 内閣官房 内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)付 内閣府 (政策統括官付) 内閣府 (内閣総理大臣) 事象発生場所を管轄する 都道府県災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する 市町村災害対策本部 ※ 原子力緊急時支援・研修センター オフサイトセンター ※ 原子力災害対策本部 ※ 消防庁 特殊災害室 宿直室</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※2 : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。</p>	<p>通報見直しに伴う通報先削除および通報経路追加 組織変更に伴う修正</p>